

2019年4月施行予定の

「働き方改革」で何が変わるのか？

労働時間規制で必要となる労働時間の実務対応

- ☑ 「働き方改革」ってそもそも何なのか？
- ☑ 「働き方改革」と言っても何をしたいのか分からない。
- ☑ 人が集まり、定着する会社にしたい。

こんな企業様に
おすすめ！！

2019年4月施行予定の「働き方改革関連法案」は、時間外労働の上限規制など労働時間規制を強化する一方で、残業代ゼロ法案と批判された高度プロフェッショナル制度の新設など労働時間規制の対象外となる制度を一本化した法案となっています。同一労働同一賃金、テレワーク、副業・兼業など、「働き方改革」の全体像を確認し、今後対応が求められる労働時間実務を中心に解説していきます。

セミナー内容

- なぜ今、「働き方改革」なのか？
- 「働き方改革実行計画」の内容と今後の課題
- 改正労働基準法による労働時間の実務対応



【講師プロフィール】

横島 洋志(よこしま ひろし)
特定社会保険労務士
茨城県生まれ。大手飲料メーカー、広告代理店などでの営業勤務を経て、平成19年に社会保険労務士の資格を取得。著書に『「子育て」支援ガイドブック』（共著、中央経済社）

日時

平成29年11月17日(金)

①10:00～11:30(9:40開場) ②15:30～17:00(15:10開場)

会場

社会保険労務士法人 飯田橋事務所
セミナールーム(JR/地下鉄各線「飯田橋駅」徒歩6分)

定員

15名

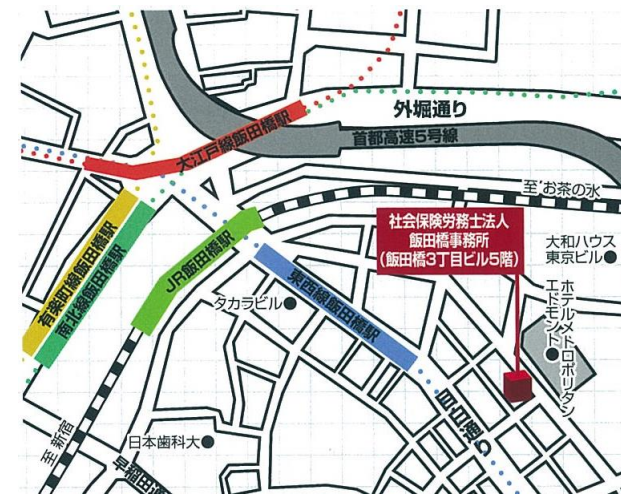
参加費

無料

申込方法

下記のいずれかでお申込みいただけます。

- ① FAX 03-5213-9124
- ② メール seminar@sr-suzuki.jp
- ③ 電話 03-5213-9123(担当;土井、栖原、宮尾、横島)



申込書 FAX 03-5213-9124

フリガナ お名前		TEL	
貴社名		FAX	
ご住所	〒	E-mail	
業種		従業員数	

【お問い合わせ先】社会保険労務士法人 飯田橋事務所
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-2-2 飯田橋3丁目ビル5F
TEL 03-5213-9123 FAX 03-5213-9124 <http://www.sr-suzuki.jp/>

〔個人情報の取扱いについて〕

お申込みにかかる個人情報は、当事務所において厳重に管理し、原則として本お申込者の把握以外に使用・開示および提供することはありません。ただし、当事務所からのサービスのご案内に使用させていただくことがございます。個人情報についてのお問い合わせは上記までお願いいたします。

社会保険労務士 飯田橋事務所 検索